

# 東海第2避難所1.8万人不足

## 2018年時点スペース過大算定

日本原子力発電東海第2原発（茨城県東海村）の事故に備えた広域避難計画をめぐり、原発の30キロ圏内から避難する人を受け入れる避難所が過大に見積もられていた。一部施設でトイレや倉庫などの「非居住スペース」を除外しなかったことなどから、2018年時点での収容人数が約1万8000人分不足していた。自治体間の協議は今も難航しており、国内原発で最多の約94万人が避難する計画は策定開始から7年を過ぎても完成していない。

【日野行介、三上健太郎】

3面に  
CU  
クローズ  
アップ

県と東海第2の80キロ圏内にある14市町村は13年、住民を圏外へ避難させる計画作りに着手した。毎日新聞が入手した内部文書によると、県は同年8月、県内の市町村に照会し、避難所に使える施設の面積を調査。「避難者1人あたり2平方メートル」を基準に、市町村ごとの収容人数を集計した。



原子力規制委員会は18年、現在停止中の東海第2について安全審査で合格を出し、日本原電が事故対策工事を実施中だ。県は事故の際に住民の離散を避けるため、市町村の住民が地域ごとにまとまって避難することを広域避難計画の基本方針に明記した。

15年国勢調査に基づく30キロ圏内の人口は約94万人。県は、30キロ圏内の14市町村の人口に応じて県内の避難先となる30市町村へ振り分け、近隣5県にも受け入れを要請。約39万3000人を県内、約54万6000人を近隣5県へ避難させる計画だ。30キロ圏内の市町村は避難先の県内外131市町村と協定を締結している。

しかし18年9月の茨城県議会で、同県取手市の避難所になる体育館をめぐり、「避難者が生活できない非居住スペースまで計算に入れている」と指摘された。

居住スペースを除外するよう、明確に指示していなかった。県が18年に行ったヒアリングに、取手、坂東、桜川3市などが「非居住スペースを除外せずに避難所面積を算定している」と認

原発事故に備えた広域避難計画  
原発事故の際に周辺住民が避難する計画。東京電力福島第1原発事故を受けて対象が原発の30キロ圏内に拡大された。30キロ圏内の自治体が策定して国の原子力防災会議の了承を受け、住民に避難先を周知する。東海第2原発の場合、茨城県が避難先の市町村など大枠を計画として示し、30キロ圏内の14市町村のうち5市町村が具体的な避難所を含む計画を策定済み。計画は原子力規制委員会による安全審査の対象外だが、原発再稼働の事実上の前提となる。

めたが、さまざまな算定の原  
因ははっきりしない。

地域ごとに避難するには  
既に決まった避難先の自治  
体で避難所を増やすしかな  
く、東海村は20年に避難先  
と協議を再開。ひたしなか  
那珂両市なども避難先と協  
議中だが、新たに追加でき  
る施設が少ないことなどか  
ら難航している。

茨城県原子力安全対策課  
は、一連の経緯と全員の避  
難先確保の必要性を認め、  
「原発に核燃料がある以上、  
再稼働とは無関係に計画  
策定は急がなければならない  
が、多くの課題がある。

まず市町村同士で解決を図  
ってもらい、難しければ県  
も対応したい」と話してい  
る。

**計画本気度ない**  
広瀬弘忠・東京女子大名  
誉教授（災害リスク学）の  
話 原発事故は周辺自治体  
の全住民がいやなく避難  
する事態があり得るので、  
全員の受け入れ先確保は当  
然の前提だ。行政が避難所  
に使える部分も計算に入  
れていたのはあまりにずさ  
んで驚いた。経緯を公表し  
ない姿勢からも、広域避難  
計画への本気度が感じられ  
ない。「事故は起きない」  
という楽観が暗黙の前提に  
なっているのではないか。



# 東海第2 避難所1.8万人分不足

日本原子力発電東海第2原発をめぐる広域避難計画で、茨城県内の避難所が2018年時点で約1万8000人分不足していた。施設のトイレや倉庫、ステージ、玄関ロビーまで避難者

の居住スペースとして計算したため、防災の専門家は「あまりにずさんだ」と批判する。計画策定のプロセスを検証した。

【日野行介、三上健太郎】

# CU クローズ アップ

# トイレ・倉庫も「居住」扱い

この問題が発覚した端緒は2018年9月の茨城県議会。共産党県議がこう質問した。「避難所になる中学校の体育館という点は同じなのに、取手市では収容人数が9001人だが、守谷市は約4000人。なぜこれだけ差があるのか？」

県側は「よく調べてみると(取手市は)使えないスペースが入っていた(原子力安全対策課)と答弁。収容人数の算定に、避難生活には適さない「非居住スペース」が含まれていることを示唆した。その2カ月



東海第2原発

2011年3月	東京電力福島第1原発事故
13年8月	茨城県が計画策定に着手
15年3月	県が広域避難計画を公表
13年調査の「不備」と避難所不足が発覚	
18年9月	「取手市で非居住スペースを除かず」収容人数を算定している」と県議会から指摘
10月	県が避難所面積を再調査
19年3月	県が広域避難計画を改定
	県外の避難先となる市町村名も明記

県の調査文書  
主な避難所(体育館)の「非居住スペース除外」明確な指示の記述なし

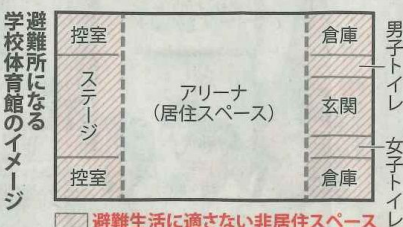
図面を示して当時説明した

一部避難所で過大に収容人数を算定

避難先の8市町で計画上の避難者が避難所の収容人数を約1万8000人上回る

※避難対象94万人(15年国勢調査)の避難先は県内39万3000人、県外54万6000人

# 責任曖昧 ずさん算定



避難所になる学校体育館のイメージ

東海第2原発の広域避難計画をめぐり経緯

東海村は16年3月に避難所マップを発行し、村民に避難先を伝えてしまっていた。避難計画の実効性が問われる事態になり、大井川和彦知事は県議会で「市町村に確認し、避難所のやりくりを早急に調整したい」と再調査を約束した。

# 不足分県内やりくり躍起

避難所不足の判明以降、茨城県と関係自治体は、県内の避難先の中で避難所を

やりくりしようと躍起だ。県の18年調査では、東海村は6000人分近くの避難所スペースが不足していた。村は20年に避難先の取手、守谷、つくばひらいらい3市と再協議。21年1月に避難先の修正案を示したが、「村民の理解を得られるかどうか分からず、公表のめども不明」という。

ひたひたなか市も18年調査で県内3市の受け入れ先が足りなくなった。19年2月には住民説明会を開催。全員の避難先をあらかじめ決めず、まず「基幹避難所」で受け付け、各避難所の空きに応じて振り分ける運用を想定する。避難者数が想定を下回れば何とか収容できる苦肉の策とも映り、市関係者は「市民に「避難所が足りない」とは説明しにくい」と明かした。

30\*圏内の那珂市も避難先が不足し、予定外の幼

# 1人2平方メートル「狭すぎる」

避難所で避難者1人あたり2平方メートルを割り当てる茨城県の方針にも、「非現実的だ」「狭すぎる」との批判が出ている。避難者がシングルサイズの布団1枚分のスペースで約1カ月間生活する想定だ。18年の県議会で「実際に2平方メートルを割り当てるという、アンケートを取ってはご皮肉な声も上がった。国際赤十字などが定める災害紛争時の避難所の最低面積(スワイア基準)は1人あたり3.5平方メートル。県は仮設住宅の建設やマンションなどの空室を借り上げる「みなし仮設」の確保を急ぎ、避難所の滞在期間を短くしたいと主張する。

# コロナ下 4平方メートル必要

さらに新型コロナウイルスの感染拡大で、全国の自治体が避難所の対策マニュアルを策定。仕切りのない体育館などでソーシャルディスタンス(社会的距離)を取るには1人あたり4平方メートルが必要になる。内閣府は20年11月、感染症流行下で原発事故が起きた場合の対策ガイドラインを発表。定期的な換気のほか、必要に応じてホテルや旅館を避難所として検討するよう求めている。一方、1人あたりの面積基準は示さず自治体に「丸投げ」した形だ。しかし茨城県のある自治体の担当者は「原発の避難計画では避難所にすでに限界ギリギリま

で詰め込んでいるのに、1人4平方メートルなんて無理だ。車中泊やホテルの確保しかないのではないかと漏らす。県も、新型コロナを踏まえて20年5月に示した自然災害の際の避難所レイアウトでは、1人約5平方メートルを想定している。ところが、原発避難計画には反映されず2平方メートルのまま、ダブルスタンダードが際立つ。県原子力安全対策課は避難所でのコロナ対策について「検討中」とコメントしたが、今から1人2平方メートルを2倍以上に変更すれば、広域避難計画全体が破綻しかねず、厳しい立場に置かれて

稚園・保育園を避難所として追加することを検討。しかし、「本当に足りるかどうかと言われると難しい」「担当」。現時点で県内の不足がどれだけ解消したのか、県も把握できていない。さらに避難先の市町村の一部は県と相談した上で、避難所の総面積の60%を割り当てて算出していた。18年の再調査がそもそも正確なのかも不透明だ。すでに茨城県は近隣5県(福島、栃木、群馬、埼玉、千葉)に50万人超の避難者を受け入れを求めている。「まずは茨城でいっぱいはいまで受け入れ、残りを他県にお願いするという考え方だ」(茨城県原子力安全対策課)。茨城県側の「不備」を理由に、他県へこれ以上受け入れを求めることも難しい。

13年の2万2000人強から、18年は非居住スペースを差し引いて1万7000人弱に減っていた。再調査の結果、県内で避難者を受け入れる取手、牛久、下妻、桜川、潮来、かすみがうら、小美玉の7市と八千代町で、計1万8000人近くが避難所からあふれる形だった。18年の県のヒアリングに対し、県内の避難先30市町村のうち11市町村が「避難所の非居住スペースを除外していない」と回答。ただし、残り19市町村は除外していると答え、対応が割れた理由は不明だ。除外していたはずの自治体で、18年に避難所不足が判明したケースもあった。

県はこの再調査結果を公表していない。原子力安全対策課は「計画策定の途中段階なので、公表の必要はない」としている。ずさんな算定に至った責任の所在は曖昧だ。毎日新聞が入手した県の13年の照会文書には、非居住スペースの除外を指示する記述がなく、回信用紙の「体育館」の欄にも書きまはなかった。県は「当時、市町村には避難所の図面を示して居住スペースの考え方を伝えたい」と説明するが、記録は残っていないという。